

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明 様

福島第一原子力発電所の廃炉、原子力損害賠償の
完全実施及び復旧・復興への協力に関する要求書

令和 8 年 1 月 5 日

福島県双葉町長 伊澤史朗

福島県双葉町議会議長 岩本久人

福島第一原子力発電所の廃炉、原子力損害賠償の完全実施及び復旧・復興への協力に関する要求書

双葉町は、令和4年8月30日に特定復興再生拠点区域の避難指示解除が実現し、ふるさとへの帰還・居住が一部可能となつたが、今もなおほとんどの町民が県内外で長期の避難生活を強いられており、先の見えない不安を抱いている状況である。

昨年11月4日には、特定帰還居住区域のうち、下長塚、三字、羽鳥の3行政の一部において立入規制緩和措置が施行されるなど、一歩ずつ着実に復興に向けた歩みを進めているところであるが、残りの帰還困難区域においては、具体的な避難指示解除の時期すら示されておらず、帰還を待ち侘びる町民からの、いつふるさと双葉に帰れるのかという切実な訴えにお答えすることすら出来ない状態が続いている。

一昨年9月の燃料デブリ試験的取り出し開始を以て、福島第一原子力発電所の廃炉に向けた中長期ロードマップは第3期に移行されたが、2041年から2051年とされる廃炉措置終了まで依然長い道のりが残されており、また、搭載カメラの不具合で2号機でのロボットアームによる内部調査・デブリ採取作業の着手時期が2026年度に延期されるなどトラブルが報告されていることは、町民の帰還・居住に向け万全の態勢であるとは言い難く、町の復旧・復興の実現に向けては、大きな課題であると言わざるを得ない。

東京電力は、原子力発電所事故の原因者として町の復旧・復興の実現に向けた取組みに最大限協力するとともに、被災地域、さらには福島県全体の復興のため、最後まで福島第一原子力発電所の廃炉など、その責務を果たす義務があることを改めて強く認識する必要がある。

また、原子力損害賠償については、今もなお、ほとんどの町民が避難生活を強いられているという町の特殊な事情を深く認識し、被害実態に即した賠償を確実に行うよう再三にわたり求めているが、東京電力においてはその求めに真摯に応じているとは言い難い。改めて「3つの誓い」の意義を深く認識し、原子力発電所事故の原因者として責任を全うすべきである。

以上を踏まえ、改めて、特に下記の事項について、その実施を強く求める。

記

1. 福島第一原子力発電所の廃炉関連

(1) 安全かつ着実な廃炉の実施について

町民をはじめとする周辺住民が安心して暮らせるよう、中長期ロードマップを踏まえ、廃炉作業の安全かつ着実な実施に引き続き取り組むとともに、廃炉作業に従事する作業員の健康管理、安全に対する教育・訓練の充実はもとより、技術者の世代交代が進むことを見据え、計画的かつ安定的な要員確保及び技術・技能の維持向上等の徹底を図り、長期にわたる廃炉作業が着実に進むよう取り組むこと。

また、施設や設備の老朽化や整備不良に起因する事故等による廃炉作業の停滞はあってはならないため、計画的な安全点検を実施し、必要に応じた補修、新技術などを取り入れた設備更新に取り組むこと。加えて、近年頻発化、激甚化している自然災害に対応できるよう発電所構内の防災力や防災意識の向上に努めること。

なお、上記については、廃炉作業に従事する関係者全ての共通認識とすること。

(2) 安全対策の徹底と管理体制の強化について

廃炉作業は中長期ロードマップにおける第3期という新たな段階に入ったことで、今後、より厳しい環境下において高難度の作業が増えていくことが想定されることから、安全対策や安全意識の欠如による事故やトラブルが発生しないよう、一層の万全を期することはもとより、町民に不信感を与えることのないよう、緊張感を保ち最後まで油断せずに責任をもって廃炉作業を貫徹すること。また、廃炉作業には数多くの人が関与している中で、協力企業任せにすることなく、東京電力が作業全体を管理、監督するという意識のもと、管理体制の確認、強化を継続して行うこと。

(3) A L P S処理水の海洋放出について

A L P S処理水の海洋放出に当たっては、長期間にわたる取組みであり、想定外の事態が生じることのないよう、引き続き客觀性、透明性及び信頼性の高い安全対策を講じるとともに、設備や環境モニタリングの値などに異常が確認された場合や、町及び町民に風評被害が発生した場合には、迅速かつ確実に放出を停止すること。

(4) 燃料デブリ取り出し作業について

燃料デブリの取り出し作業に当たっては、昨年4月に2回目の試験的取り出し作業が完了したが、機器の不具合により3回目の取り出し作業着手時期に遅れが生じる等、万全な状態で作業が進捗しているとは決して言い難い状況であることから、今後の作業においても想定外の事態が生じることがないよう、トラブル防止と十分な安全に留意すると共に、円滑かつ着実に作業を進めること。

(5) 国内外への正確な情報発信について

廃炉作業時におけるトラブル等の不祥事が、町民の不安や帰還意欲の低下、ひいては町の復興の妨げとならないよう、廃炉作業の進捗状況について適宜正確でわかりやすい情報発信を通して、国内外の理解醸成に努めること。

また、当町への情報伝達にあたっては、その事象における社会的関心や周辺環境へのリスク等も踏まえ適切かつ柔軟に判断し、速やかに行うこと。

2. 原子力損害賠償関係

(1) 帰還困難区域の日常生活阻害慰謝料について

東京電力は、当町における被害状況を深く認識し、避難費用及び日常生活阻害慰謝料の賠償となる期間について、中間指針や同追補等によらず、少なくとも当町の特定復興再生拠点区域の避難指示が解除された令和4年8月30日まで賠償期間の見直しを行うこと。

(2) 商工業者に対する営業損害に係る賠償について

東京電力は、営業損害の一括賠償後の取扱いについて、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、表面的・形式的に判断することなく、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償を確実かつ迅速に行うこと。

(3) 原子力損害賠償の水平展開について

東京電力は、集団訴訟に係る最高裁判所決定や確定高裁判決、原子力損害賠償紛争解決センターが提示する和解事例と同様の損害を受けている被害者に対しては、和解仲介等の手続によらず、直接請求によって一律に対応すること。

また、原子力災害の原因者としての自覚を持って判決や和解事例を積極的に受け入れ、確実かつ迅速に賠償を行うこと。

3. 双葉町の復旧・復興に向けた取組みへの協力関係

(1) 双葉町内への企業立地と雇用拡充について

当町は、福島第一原子力発電所に近接した産業団地である「中野地区復興産業拠点」を有し、同拠点は双葉町産業交流センターをはじめ、町の「働く拠点」として復興の中核を担っており、今後さらに迅速かつ正確な作業が求められる廃炉作業において優位な立地環境であることを踏まえ、グループ企業及び協力企業と連携し、同拠点への立地や町内での雇用の拡充を図る取組みを推進すること。

また、地元企業及び立地企業においては、地の利を生かした迅速な対応が可能であることから、廃炉作業等への参入など地元との連携強化に向けた環境づくりに積極的に取り組むこと。

(2) 町内への居住促進と地域貢献について

被災12市町村で最も遅く避難指示が解除された当町は、住民の帰還率が最も低く、町の賑わい創出や復興に資するマンパワーの不足が深刻な問題となっていることから、町の復興に向け、東京電力及び協力企業も含め、社員の町内居住の促進に努めること。

また、グループ企業や協力企業も含めた町の復興への協力、特に地域イベントへの参加や地域の防犯・防災活動への参画を継続することにより、地域住民との交流促進や危機管理意識の向上につながることから、特段の配慮をもって取り組むこと。